

議員提出議案第5号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議
規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	手嶋正巳
賛成者	同	井木裕
	同	澤田豊秋
	同	山本秀正
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、「職員等の旅費に関する条例」、及び「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例」の見直しが行なわれることに鑑み、現在の経済社会情勢の変化等に対応するため議員派遣等に係る旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとし、その種類及び内容を見直す等の所要の改正を行なうもの。

2 改正内容

主な改正点として、

1. 第5条第2項 議長等に支給する旅費の種類で、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、宿泊手当」に改め、内国旅行の旅費の額については、一般職の例により、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)の規定の例による。この場合において、旅費法に規定する指定職の職務にある者に支給される旅費を基準とする。
2. 日当に関する規定がなくなったため、広報委員会に出席したときに支給していた費用弁償2,600円の規定を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町
条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により議長等に支給する旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、宿泊手当とする。</u></p> <p>3 <u>内国旅行の旅費の額については、以下の各号のとおり</u>の取扱いとする。</p> <p>(1) <u>鉄道賃は、一般職の職員の例による。ただし、公務のため特に必要とする場合には、特別車両料金を適用することができる。また、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、公務のため特に必要とする場合には、最上級の運賃の額とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>船賃は、一般職の職員の例による。ただし、公務のため特に必要とする場</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により議長等に支給する旅費の額は、<u>内国旅行の旅費の額は別表のとおりとし、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。ただし、県内旅行の場合における日当は、支給しない。</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか議長等に支給する旅費については、<u>琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。</u></p>

合には、特別船室料金を適用することができる。また、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、公務のため特に必要とする場合には、最上級の運賃の額とすることができる。

(3) 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表のとおりとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(4) 航空賃、その他交通費、宿泊手当については、一般職の職員の例による。

4 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例による。この場合においては、旅費法に規定する指定職職員等に支給される旅費を基準とする。

4 前3項の規定にかかわらず、議長等が広報常任委員会に出席したときは、費用弁償として2,600円を支給する。

第2条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

区分	宿泊費基準額 (1夜ごつき)
埼玉県、東京都、京都府	27,000円
福岡県	25,000円
千葉県	24,000円
神奈川県、新潟県	22,000円
香川県	21,000円
熊本県	20,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円

福島県、鳥取県、山口県	11,000 円
-------------	----------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。